

# 平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業補助金交付要綱

27都市基調第1440号  
平成28年3月31日

## (目的)

第1条 この要綱は、警視庁と協同で、都内の交通量が多くバスの定時性の確保が困難な路線、特に羽田空港への主要なアクセス手段である空港リムジンバスを運行する路線に公共車両優先システムを導入することで、空港アクセスの定時性を確保し、利用者の利便性及び快適性の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

### 1 惠助対象事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（バス事業）を経営するものをいう。

### 2 空港アクセスバス強化推進協議会

空港アクセスバスの利用促進を図るため、東京都が主体となり、国、関係バス事業者、警察、道路管理者、学識経験者、関係運輸業者等のうち必要と認められるものを持って構成する協議会をいう。

### 3 惠助対象外事業者

東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）

第2条第2号に規定する暴力団及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものをいう。

## (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、警視庁が整備する光学式車両感知器中央装置等に連動して機能する光ビーコン用車載機の整備事業であつて、空港アクセスバス強化推進協議会の承認を経たものとする。

## (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる事業に要する経費から、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分を控除した額とする。

## (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の定める範囲内とし、かつ、補助対象経費の実績額に5分の1を乗じて得た額以内とする。

なお、補助金として算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

## (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、別紙第1号様式による補助金交付申請

書及び別紙第2号様式による当該事業者が補助対象外事業者でないことを誓約する書類に関係書類を添えて、東京都知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、所要の審査を行い、適正であると認めたときは、補助金の交付決定をし、別紙第3号様式による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 知事は、前条による補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付すことができる。

(申請の撤回)

第9条 申請者は、この補助金の交付の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知を受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(補助事業の計画変更の申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙第4号様式による補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(変更決定及び通知)

第11条 知事は、前条の申請があったときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。

2 知事は、補助金交付決定額の変更をしたときは、別紙第5号様式による補助金交付決定額変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 この補助金の交付決定後、天災地変その他事情変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと知事が認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に実施したものに係る部分については、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに別紙第6号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(事故報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別紙第7号様式による補助事業事故報告書を知事に提出し、その指示を受けるものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で東

京都の会計年度が終了したときは、速やかに別紙第8号様式による実績報告書に関係書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告するものとする。

(補助事業の遂行命令等)

- 第16条 知事は、補助事業者からの報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 補助事業者が、前項の命令に違反したときは、知事は、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- 3 前条の規定は、第1項の命令により補助事業者等が必要な処置をした場合について準用する。

(補助金の額の確定)

- 第17条 知事は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行う。その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、別紙第9号様式により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第18条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金を請求するときは、別紙第10号様式による請求書により請求するものとする。

(決定の取消し)

- 第19条 知事は、この補助金の交付決定後、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- 1 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - 2 補助金を他の用途に使用したとき。
  - 3 補助事業を第12条以外の理由で中止し、又は廃止したとき。
  - 4 その他、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に基づく命令又は知事の指示に反したとき。

(補助金の返還)

- 第20条 知事は、第12条又は第19条によりこの補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- なお、補助金の額の確定を行った後においても同様とする。

(違約加算金)

- 第21条 知事は、第19条によりこの補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者に当該命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の端数は切り捨てる。）を納入させなければならない。

(延滞金)

第22条 知事は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに返還しなかったときは、補助事業者に納期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の端数は切り捨てる。）を納付させなければならない。

(財産処分の制限)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、知事の承認を受けないで取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、別紙第11号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(帳簿の保管義務)

第24条 補助事業者は、補助対象事業に関する收支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業完了後5年間保存するものとする。

(申請書等の提出先)

第25条 この要綱に定める補助金の交付申請等の書類は、東京都都市整備局都市基盤部調整課に提出するものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

番  
平成 年 月 号  
日

東京都知事殿

所 在 地

申請者名称

代表者氏名

印

平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業補助金交付申請書

平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

1 事業名

平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業

2 補助金交付申請額

金 千円

品 名	車両数	単 價	補助対象経費	補助申請額
		円	円	千円

3 添付書類

- (1) 補助事業実施計画路線図
- (2) 見積書、契約書等の写し

第2号様式（第6条関係）

## 誓 約 書

東京都知事 殿

平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第19条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

平成 年 月 日

所在地

会社名  
代表者氏名

印

- \* 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- \* この誓約書における「暴力団関係者」には、以下の者も含まれる。
  - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・ 暴力団員を雇用している者
  - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第3号様式（第7条・第8条関係）

番  
平成 年 月 号  
日

殿

東京都知事  
○ ○ ○ ○ 印

平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業  
補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号をもって交付申請のあった、平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業補助金については、東京都公共車両優先システム整備事業補助金交付要綱第7条及び第8条の規定により、下記のとおり交付する。

記

1 交付決定額 千円

2 内訳

品名	車両数	単価	補助対象経費	補助申請額
		円	円	千円

3 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、空港アクセスの定時性確保の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 導入候補路線の取消し等があった場合において知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。
- (3) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

4 補助金の交付に関しては、3(1)から(3)までに定めるものほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

第4号様式（第10条関係）

番 号  
平成 年 月 日

東京都知事殿

所 在 地

申請者名称

代表者氏名

印

平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業補助金  
に係る補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付 都市基調第 号で補助金の交付決定通知のあった  
平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業について、下記のとおり、変更したい  
ので、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更する理由
- 3 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に朱書きしたもの
- 4 その他必要な書類

第5号様式（第11条関係）

番  
平成 年 月 号  
日

殿

東京都知事  
○ ○ ○ ○ 印

平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業補助金  
交付決定額変更通知書

平成 年 月 日付 都市基調第 号で補助金の交付決定をし、平成  
年 月 日付 第 号で補助事業の計画変更承認申請のあった平成28年度東京都  
公共車両優先システム整備事業補助金について、下記のとおり補助金交付決定額を変更  
したので通知する。

記

1 補助金変更決定額 金 円

2 補助事業の内容等

(単位：千円)

事業名	平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業
変更前の交付決定額	
変更後の交付決定額	
変更による増減額	

3 補助事業及び変更内容

平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業補助金に係る補助事業計画承認  
申請書のとおり。

第6号様式（第13条関係）

番  
平成 年 月 号  
日

東京都知事殿

所在 地  
申請者名称  
代表者氏名

印

平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業補助金  
に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付 都市基調第 号で補助金の交付決定通知のあった  
平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業について、下記のとおり、同事業を中  
止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 補助対象経費の支出額内訳

（単位：円）

補助対象経費	既施行部分額	未施行部分額	計	摘要

3 事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定期日

（1）中止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

（2）完了予定期日 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 その他必要な書類

第7号様式（第14条関係）

番  
平成 年 月 号  
日

東京都知事殿

所在地

申請者名称

代表者氏名

印

平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業補助金  
に係る補助事業事故報告書

平成 年 月 日付 都市基調第 号で補助金の交付決定通知のあった  
平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業について、下記のとおり、事故が発生  
したので、報告します。

記

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助事業者の対処方針
- 4 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

第8号様式（第15条関係）

番  
平成 年 月 日  
号

東京都知事殿

所在地

申請者名称

代表者氏名

印

平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業補助金  
に係る補助事業完了実績報告書

平成 年 月 日付 都市基調第 号で補助金の交付決定を受けた標記  
事業の実績について、関係書類を添付して下記のとおり報告します。

記

1 事業名

平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業

2 補助事業実施結果

品名	車両数	単価	補助申請額	交付決定額	事業実施額
		円	千円	千円	円

3 添付書類

- (1) 補助事業実施路線図
- (2) 領収書等支払いを証する書類の写し
- (3) 写真等必要とする書類

第9号様式（第17条関係）

番  
平成 年 月 号  
日

殿

東京都知事

○ ○ ○ ○

印

平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付第 号をもって実績報告のあった、標記都交付金事業について、平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

1 交付決定金額	金	千円
2 確定交付金額	金	千円

## 請求書

請求金額

円

平成 年 月 日付 都市基調第 号をもって補助金の額の確定通知の  
あつた、平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業補助金を、上記のとおり請求  
します。

平成 年 月 日

東京都知事 殿

所在地

申請者名称

代表者氏名

印

第11号様式（第23条関係）

番  
平成 年 月 号  
日

東京都知事殿

所在 地

申請者名称

代表者氏名

印

平成28年度東京都公共車両優先システム整備事業補助金  
に係る財産処分承認申請書

平成 年度東京都公共車両優先システム整備事業に係る財産を、平成28年度東京都  
公共車両優先システム整備事業補助金交付要綱第23条第3項の規定により、下記のとおり  
処分したいので、承認されるよう申請します。

記

1 処分しようとする財産

(1) 公共車両優先システム整備事業に係る機器

(2) 所在内容

2 処分の内容

3 処分の相手側の氏名又は名称及び住所

4 処分の相手方の利用計画

5 処分しようとする理由

6 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細